

第9章 伊賀市文化財保護審議会

(設置及び任務)

第52条 教育委員会に伊賀市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれからの事項に関して教育委員会に建議する。

(委員等)

第53条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第54条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議を行う期間とする。

(会長及び副会長)

第55条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第56条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第56条の2 審議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(雑則)

第57条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。